

申7号  
第2回交渉

## 「TRAIN SUITE四季島」の運行に関する申し入れ

3点を確認!

### 第3項 運転士の訓練スケジュールについての確認事項

- ・四季島運転士で担当していない線区がある場合、ハンドル訓練を最低5回は行う。
- ・乗務に不安のある場合、申告があれば必要な訓練を行う。
- ・指導担当を添乗させる事はできる。

### 第5項 車掌の勤務体系及び業務内容を明らかにすること。

四季島車掌区の勤務種別モデル

#### 組合

- ・勤務体系を明確にすべきだ。乗務員勤務制度に抵触する。休憩時間の配置など、作業ダイヤ等も労働条件を明示すべきだ。
- ・四季島に乗務する車掌は、何をメインに行うのかが明確ではない。乗務する助役の役割や、制服をどうするかなど、明確にならないまま進めるべきではない。

旅程	1日目	2日目	3日目	4日目	労働時間
一泊二日	6H	L11-5	7	—	—
	6:30	11:10	7:00	—	24:40
二泊三日	S8H	L11-4	11-5	9-1	—
	8:20	11:10	11:00	9:00	39:30
三泊四日	交3	非番	交5	非番	—
	15:00		15:00		30:00

※上段：勤務種別 下段：労働時間

#### 会社

- ・四季島乗務の車掌は、循環交番ではないので乗務割交番作成に該当しない。よって月単位の変形労働時間制を適用する。勤務を車掌の勤務モデルは示す。(右上図参照)
- ・基本的に、ドア扱いや運転保安に関すること、お客様の安全や社内秩序の維持などがメインとなる。車内巡回はするが、基本的な接客はトレインクルーが担当する。旅行商品のため検札・発券等はない。そのため、POS も公金も携帯しない。出先の点呼は電話や FaceTime を使う。
- ・制服はレンタルとなる。当該運転士に貸与し、クリーニングは、本人申告により会社が行う。
- ・指導員添乗の際は、通常の制服となる。  
検修社員が車室内に入るときは布帽、床下等はヘルメットを着用した服装となる。

### 第6項 車掌とトレインクルーの乗り込み体制と運行中の業務区分を明確にすること。

#### 組合

- ・トレインクルーと車掌の業務の区分けは、はっきりすべきだ。
- ・トレインクルーとの指揮命令系統が明確ではないと偽装請負となる可能性もある。
- ・異常時の対応で役割分担は明確にしておくべきである。ラダーの取り扱いはどのようになるのか。

#### 会社

- ・お客様の対応は基本的にトレインクルーが行う。概ね9人程度となる見込みだが、詳細はびゅうトラベルサービスで決定する。旅程によっても変化する可能性がある。
- ・例えば水回り等の異常があれば、トレインクルーが確認し、車掌に伝え、車掌が指令へとなる。標準的なフローは作成していくが、契約として基本的に内容は包含できるようにしていく。異常時の対応などの訓練は実施している。ラダーは1号車と10号車に設置することを予定している。

### 第7項 ダイニングおよびラウンジカー等の運営はどこの事業者が行うのか明らかにすること。 また、運営にあたっては、安定的な要員を確保し質の高いサービスを提供すること。

#### 組合

- ・びゅうトラベルサービスは車内営業等の経験があるのか。ノウハウの蓄積は大丈夫か。
- ・調理クルーなどはどのように乗り込むのか。
- ・人材の確保は重要な問題だ。過去にグリーンアテンダントの縮小などはすべて要員不足が起因した。

#### 会社

- ・今回はびゅうトラベルサービスがパッケージングする「旅行商品」という位置づけだ。そのためびゅうトラベルサービスが一貫して担うことがよいと考えている。
- ・調理クルーは日本ホテルが乗り込む。

**職場の不安を解消するため  
団体交渉を势力的に交渉します!**